

別表六の二(七)

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各 連 結 法 人 分	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	20		円	
					調整前連結税額の個別帰属額 $(23) \times \frac{(1)}{(20)}$	21			
					取得価額の合計額 (別表六の二(七)付表「10」の合計)	22			
					税額控除限度額 $(3) \times \frac{7}{100}$	23			
					法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	24		
						個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	25		
						法人税額基準額 (5)と(6)のうち少ない金額)	26		
					当期税額控除可能額 (4)と(7)のうち少ない金額)	27			
					調整前連結税額超過構成額 $(26) \times \frac{(8)}{(25)}$	28			
各 連 結 法 人 の 合 計	算 分	13	円	各 連 結 法 人 の 合 計	総調整前連結税額基準額 $(23) \times \frac{20}{100}$	28			
					総調整前連結税額基準額の残額 (28)又は(28)-(25))-(別表六の二(八)「25」)	29			
					繰越税額控除可能額の合計額	平 平 平	30		
						平 平 平	31		
					合 計	32			
					繰越	調整前連結税額超過構成額	33		
						調整前連結税額超過構成額	34		
					合 計	35			
					当期繰越税額控除額の合計額 (32)-(35)	36			
法人税額の特別控除額の合計額 (27)+(36)	37								
各 連 結 法 人 分	算 分	16	円	各 連 結 法 人 に お け る 翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	連結事業年度又は事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除額	翌期繰越額 (38)-(39)	
					38	39	40		
					平 平 平	円	円		
					平 平 平	①		外 円	
					平 平 平	②			
					計		(16)		
当期分	(4)	(8)	外						
合 計									

「36」欄

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

①「租税特別措置法の条項」欄:

「平成23年12月旧措置法第68条の10第3項」

②「区分番号」欄:「10029」

③「適用額」欄:当該別表六の二(七)「36」欄の金額(円単位)